

発議案第1号

議会閉会中の所管事務調査について

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出があったので承認する。

平成29年12月14日

木古内町議会 議長 又 地 信 也

記

委員会名	調査事件
総務・経済常任委員会	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 町民課<ul style="list-style-type: none"><li>・国民健康保険の都道府県単位化について</li></ul></li><li>2. 保健福祉課<ul style="list-style-type: none"><li>・第7期老人福祉計画・介護保険事業計画について</li></ul></li><li>3. 病院事業<ul style="list-style-type: none"><li>・新築職員住宅及び老健施設「いさりび」の改修について（現地調査含む）</li></ul></li><li>4. 保健福祉課、病院事業<ul style="list-style-type: none"><li>・老健保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について（継続）</li></ul></li><li>5. その他総務・経済常任委員会所管の緊急を要する課題について</li></ol>
議会運営委員会	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの会期日程等の議会運営に関する事項について</li><li>2. 議長の諮問に関する事項について</li></ol>

